

名古屋市立大学大学院人間文化研究科研究紀要・編集発行規程

平成 25 年 7 月 23 日 施行

平成 26 年 3 月 20 日 改正

平成 26 年 12 月 9 日 改正

令和 2 年 10 月 20 日 改正

(目的)

第 1 条 本誌は、人間文化研究（以下「人間文化研究」という。）と称し、名古屋市立大学大学院人間文化研究科の WEB 誌として、人間・文化・社会に関する創造的な研究成果を掲載することを目的とする。

(発行および編集)

第 2 条 本誌の発行は、名古屋市立大学学術機関リポジトリへの電子的掲載によって行う。

2 発行および編集は、研究紀要委員会（以下「編集部」という。）が行う。

3 編集部は、名古屋市立大学大学院人間文化研究科の専任教員をもって構成する。

(投稿資格)

第 3 条 人間文化研究に投稿できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 名古屋市立大学大学院人間文化研究科の専任教員
 - (2) 名古屋市立大学大学院人間文化研究科の大学院学生
 - (3) 名古屋市立大学大学院人間文化研究科の修了者および単位修得退学者
 - (4) 人間文化研究科が推薦した名誉教授、人文社会学部や本研究科の専門科目担当で専任校を有してない非常勤講師及び編集部が認めた者
- 2 共著・共訳は、筆頭著者・筆頭訳者の投稿資格に従って取扱う。
- 3 第 1 項各号に該当しない者であっても、筆頭以外の共著者・共訳者として執筆できる。

(投稿論文等)

第 4 条 投稿の対象は、原著論文（学術論文）、研究ノート、学術資料、翻訳、書評、報告とし、未刊行のもののみ投稿することができる。投稿先は、編集部が指定したメールアドレスとする。

(投稿論文等の字数と書式)

第 5 条 投稿論文等の字数は、原則として次の各号によるものとする。

- (1) 第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する者は、要旨・キーワード・注・図表・文献リストを含め日本文の場合 40000 字程度まで、欧文の場合 12000 語程度までとする。
 - (2) 第 3 条第 1 項第 1 号及び第 4 号に該当する者は、上限を定めない。
 - (3) 上の各号に関わらず、報告については日本文の場合 8000 字程度まで、欧文の場合 2400 語程度までとする。
- 2 投稿者は同時に 2 本の論文等を投稿することができる。なお、2 本合計で要旨・キーワード・注・図表・文献リストを含め日本文の場合 40000 字程度まで、欧文の場合 12000 語程度までとする。この制限は、第 3 条第 1 項第 1 号及び第 4 号に該当する者にも適用する。
- 3 投稿論文等は、次の各号について明確にしなければならない。
- (1) 著者及び共著者（以下、翻訳においては訳者及び共訳者と読み替える）の氏名と氏名のローマ字表記
 - (2) 題名と欧文題名
 - (3) 著者及び共著者の現在の所属

- 4 投稿論文等は、想定する用紙を B5 版とし、書式を横書き日本語なら 1 ページが 43 字×35 行、縦書き日本語なら 1 ページが 2 段組みで各々 31 字×22 行とすることが望ましい。欧文の場合は日本語に準じる。
- 5 第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号投稿者の報告に限り、投稿文に添えて、指導教員またはそれに代わる者の推薦状（書式任意）を添付する必要がある。

（論文審査）

- 第 6 条 第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の投稿論文等は、報告を除き、審査委員が査読するものとする。
- 2 査読結果は、掲載可・掲載不可・書き直し再査読の 3 つとし、各審査委員の結果報告をもとに編集部が取扱いを決定する。
- 3 書き直し再査読と決定されたものは、投稿者の書き直し後に再度査読を行う。各審査委員の再査読結果報告をもとに編集部が取扱いを決定する。
- 4 報告であっても、編集部が投稿に値しないと認めた場合は、理由を付して掲載を断る場合がある。

（審査委員）

- 第 7 条 審査委員は、名古屋市立大学大学院人間文化研究科の専任教員から編集部が 2 人を選任する。ただし適任者の選出が難しい場合は、専任教員外から委員を選任できる。
- 2 審査委員 2 人の意見が大きく乖離し、結果の判定が困難な場合、編集部は第 3 の審査委員を研究科内外から 1 人選任できる。
- 3 専任教員以外から審査委員を選任した場合、編集部はその委員に謝金を支払うことができる。
- 4 第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の投稿論文等の審査委員として、当該学生の主指導教員（第 3 号においては、研究科在籍当時に主指導教員であった者）を選任することはできない。

（発行時期と投稿締切）

- 第 8 条 本誌は原則として 7 月、1 月の年 2 回発行とする。
- 2 第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する者の投稿締切は、それぞれ 4 月 20 日、10 月 20 日とする。
- 3 第 3 条第 1 項第 1 号及び第 4 号に該当する者の投稿締切は、それぞれ 5 月 20 日、11 月 20 日とする。
- 4 上の各項に関わらず、報告の投稿締切は、それぞれ 5 月 20 日、11 月 20 日とする。

（配布物と配布経費）

- 第 9 条 論文等の著者及び共著者には、当該論文等を PDF 化したものを編集部から無償配布する。
- 2 投稿時に第 3 条第 1 項第 2 号に該当し、かつ査読によって掲載可となった場合、抜刷 50 部を編集部から筆頭著者に無償配布する。ただし特殊印刷であると編集部が判断したものを除く。
- 3 希望者は、抜刷を有償で印刷することができる。名古屋市立大学大学院人間文化研究科の教員は、抜刷作成費を自己の教員研究費から支出できる。

（論文等の送付権）

- 第 10 条 名古屋市立大学大学院人間文化研究科は、他機関のホームページに掲載することを目的として、『人間文化研究』に電子的掲載された論文等を他機関に送付する権利を有する。

（雑則）

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項等は、編集部が定める。

附則

- 1 この規程は、2013 年 7 月 23 日から施行する。
- 2 名古屋市立大学大学院人間文化研究科研究紀要・投稿規定（2002 年 6 月 11 日施行）は、廃止する。
- 3 第 8 条の規定にかかわらず 2013 年度については、11 月発行を 12 月発行とし、投稿締切日は第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する者は 9 月 20 日、同条第 1 項第 1 号及び第 4 号に該当する者は、10 月 20 日とする。